

国土交通省政策評価会（第18回）

平成20年11月27日

【増田企画専門官】 定刻となりましたので、ただいまから第18回国土交通省政策評価会を開催させていただきます。本日はご多忙のところ、先生方にはご出席いただきまして、ありがとうございます。なお、田辺委員、松田委員及び石田委員につきましては、本日もご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、まず始めに、小島政策統括官からあいさつを申し上げます。

【小島政策統括官】 (挨拶)

【増田企画専門官】 それでは、議事に入らせていただきます。

今後の議事進行は金本座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【金本座長】 その他を含めまして議題は4つございますが、最初に議題（1）について、事務局からご説明をお願いいたします。

【丹野政策評価企画官】 政策評価企画官の丹野でございます。政策レビューの取り組み状況についてご説明させていただきます。

まず政策レビューのテーマについてでございますが、これは前回17回の政策評価会で既にご説明させていただいておりますとおりでございまして、委員限りの資料としてつけさせていただいております。平成20年度から24年度までの政策レビューテーマが決められておるところでございます。

今回は、今年度の取りまとめ予定4件についてご説明させていただきます。まず、先ほど統括官からご説明がありましたように、前回、概要版にて報告させていただきました小笠原諸島振興開発のあり方について、前回のご指摘を受け、改善させていただいた点等を中心に、報告書、それから2枚の概要版という資料1-1をもちまして説明させていただきます。

続きまして、残る3課題について、それぞれの担当者から作業の進捗状況等を説明させていただくことになっておりますが、それぞれの進捗状況については多少ばらつきがございます。評価の視点の設定、分析、手法の検討を終えたもの、それからさらに評価、政策の反映等について検討されたもの等々ございますので、その状況について、それぞれご説明させていただきたいと思っております。

それでは最初に、小笠原諸島振興開発のあり方について、都市局特別地域振興官室、神田補佐よりご説明をお願いします。

【神田課長補佐】 私は都市地域整備局で特別地域振興官付の課長補佐をしております、神田と申します。よろしくをお願いします。

皆様のお手元でございます、資料1-1でございます。2枚組の概要版と本文をご用意させていただいております。

それでは、前回のご指摘を受けて修正した部分を中心に、本文をかいつまんでご説明させていただきます。

まず修正点でございますが、一つ目は小笠原諸島の振興開発に当たって国が基本方針を策定した上で、都が基本方針に沿って振興開発計画を策定するという二段構えになっておるところでございます。これにつきましては、本文の11ページの下のほうに簡単な図にして書いております。左側が基本方針策定で、審議会の諮問を受けまして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議をして決める。それに基づいて、都が村の案を受けて計画を策定して、国土交通大臣が同意をするという仕組みになっております。12ページにいきまして、それに基づいて、特別の助成、それから国有財産の譲渡または貸付、税制上の優遇措置という特別の措置を行っているというつくりでございます。

今回、評価を行うに当たって何を見るかというポイントでございますが、特別の措置に基づいて行われた事業について、客観データなどを交えて第三者としての評価を取りまとめたという形をとらせていただいております。このあたりにつきましては、1ページに戻るんですが、評価の対象ということで記述させていただいております。

次の評価の視点、あるいは評価の手法も変えております。補助事業等の実施状況の把握とあわせて、実際、村におきましても都なり村の単独事業等々を行っております。そういったことで、客観性を確保するために統計データ等々も用いまして、さらに現地でヒアリング等々も行いまして評価を行います。その評価の視点といたしましては、1-3①国の補助事業は確実に実施されたか、あるいは昭和43年の返還以降、事業が行われておりますが、そういった過去の事業や東京都が独自に実施する事業等と相まって、どのような成果をもたらしたかという視点をもって評価をします。評価の手法におきましては、現状分析、客観的データ、統計データ等々を踏まえるといった形にさせていただいております。

2点目でございますが、審議会の取り扱いについてでございます。小笠原諸島の振興開発につきましては、法律に基づきまして審議会が設置されておまして、ご意見をいただ

くということで、審議会の中には地元の首長さん、村長と都知事に入っていただいております。それ自体は地元の意見を取り入れるということで、それを施策に反映させるという意味では重要な仕組みではございます。しかし、政策評価をするに当たりまして、第三者的な評価をしなければいけないということで、首長さんが入っておられることもあって利害関係が生じるのではないかと、客観的な面で疑義が生じる恐れがあるということで、第三者の助言機関からは審議会を外させていただいております。そういった形で評価を組み立てて再構成をいたしております。

その結果につきましては、ちょっと飛びますが19ページ、第3章に入るわけでございます。こちらに一覧で取りまとめた形になっております。この表の①から⑪まで縦にずっと並んでおりますが、これにつきましては基本方針の基本的な事項ということで並べておりまして、それぞれに対して評価の視点ということで、ブレークダウンした項目を並べていると。それぞれの視点に対して◎、○、△という形で評価をさせていただいております。その記号の説明につきましては、表の下に小さく書いておりますが、◎は的確に実施され、成果は十分なものであったと。○につきましては、実施されて成果があったと。△につきましては、各施策が十分に実施されなかった、もしくは実施されたんだけど成果は十分ではなかった、あるいは実施途中ということで、成果が得られるまでには至らなかったという観点で△マークをつけさせていただいております。

各項目の評価の詳細でございますが、20ページから記載をさせていただいております。各項目で具体的な取り組み、あるいはその取り組みの評価、課題、今後の方向性ということで、ずっと記載をしております。例えば22ページから、我が省に関係の深い(2)道路、港湾等の交通施設、あるいは通信施設の整備ということで記載をさせていただいております。道路につきましては、その整備状況、あるいは舗装率の推移で、統計年報からデータを引っ張ってきまして、それで整備状況を示している形をとっております。

あるいは、港湾関係の利用状況につきましては、26ページ、港の利用状況ということで、船舶の隻数、乗員の数、あるいは貨物の重量といったことで、これは都の統計から引っ張っておりますが、そういったもので評価をしている形にしております。

航空路につきましては27ページです。下のほうに図表38でグラフを書いております。これは小笠原協会という旧島民の方の任意団体がアンケートをやっておりますので、そういったものを使ったり、あるいは次の28ページへ行っていただきますと、今、インターネット関係のアンケートをやっておりますので、その結果を用いつつ、評価を行ってお

ります。こちらの結果につきましては、△と。いまだにちょっと不十分な部分があるという  
ことで、つけさせていただいております。

以下、各項目が⑩までずらっとありますので、そちらについては割愛させていただきます。  
そういった形でずっと評価を行っておりまして、最終的には先に飛んで79ページ、  
第4章で総合的評価を行っている形にさせていただいております。こちらにつきましては、  
全体的には相応の成果が得られているという形です。しかしながら下半分でございますが、  
継続的課題、あるいは経年的課題が残っている。そういったソフト面での取り組みの必要  
性についてまとめさせていただいております。

次の80ページの「おわりに」で、一文を入れさせていただいております。これは、先  
ほどもご説明いたしましたとおり、基本方針と振興開発計画ということで、今回の施策の  
組み立てでございますが、その基本方針自体につきましては、ほかの事業でもやっており  
ますし、あるいは他省との協議を経て策定されていることも踏まえて、今回は評価の対象  
外とさせていただいて、書かせていただいております。

その後は参考資料で、審議会の先生方が審議会、あるいは現地の地元住民の方と意見交  
換をしている部分の抜粋ということで、添付させていただいております。

以上でございます。

**【丹野政策評価企画官】** 続きまして、総合評価方式の総点検につきまして、大臣官房  
技術調査課、石原建設技術調整官よりご説明をお願いします。

**【石原建設技術調整官】** 大臣官房技術調査課の石原と申します。よろしくお願いた  
します。

それでは、お手元の資料1-2に基づいて説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして2ページでございますが、「総合評価方式に係る評価の枠組  
み」です。平成17年4月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行されましたが、  
この法律におきましては、公共工事の調達に関しまして、価格と技術を総合的に評価する  
ことが公共工事の品質確保のために重要であるということで、それまでも試行してきまし  
たけれども、全面的に総合評価方式による入札を行ってきております。私どもとしまして  
は、この普及拡大と、価格だけでなく技術力を評価しますので、その適正な評価がされて  
いるのかという観点で評価を行っているところでございます。

評価の視点でございますけれども、導入しまして3年がたつということでございませ  
ぬので、それまでと比べて品質の向上にどのような効果があるのかということ。それから、公

共工事の入札契約、調達が品質確保に対してかなり大きなウエートを占めるということですので、その発注の準備段階、それから、その入札、技術提案をしていただいた評価時、それから契約後、全体的に、ここに書いてありますような視点で評価をさせていただいたというところでございます。

第三者の知見につきましては、東京大学の小澤委員長をはじめとしまして有識者、それから、相手方、応札する方は建設業の方々ですので、土工協、それから全国建設業協会の方、地方公共団体にも入っていただいて、進めている状況でございます。

3 ページでございますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律の概要ということで、先ほど説明させていただきましたけれども、左側のところに書いていますが、「公共事業の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」ということでございます。そのために、私ども発注者は、真ん中のボックスであります、「工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査」する、それから「技術提案を求める入札」をするとしております。

4 ページでございます。平成17年に法律が施行されまして、それ以降、基本的には、直轄工事におきましては総合評価方式を全面導入ということで、平成19年度の実績であれば、件数ベースで97%、金額ベースで99.2%。平成20年度は原則実施にしております。それまでずっと指名競争という形をとってございましたけれども、それにつきましても一般競争ということで、一般競争を行った上で総合評価を行う形にしております。

次のページは、私どもの入札契約の概要でございますけれども、まず全体的に、建設業の方々の許可の取得と、会社は大きなところから市町村の小さなところまで多数ございますので、そういった格付けを行った上で、入札公告において工事の種類ごとにある程度の企業群をターゲットにして入札を求めています。入札参加資格を確認した上で入札しますが、現在では下のほうの総合評価でやらせていただいているところでございます。

6 ページでございますが、総合評価のやり方であります。左上に書きましたけれども、評価値を（技術評価点）／（入札価格）としております。これはなぜかと言いますと、端的に言えば、1円なり1億円でもいいんですが、その中にどれだけ技術点があるのかを評価するということで、こういった算式で評価させていただいております。右側を見ていただくと、この傾きで評価することになっていまして、傾きが一番大きいところを落札予定者として契約を進めるということでございます。主にどのような評価項目をやっているかと言いますと、下に書いてありますが、総合的なコストの削減に関する事、工事目的物の性能・機能の向上に関する事。それから社会的要請ということで、特に街中の工事と

か、交通がふくそうする道路工事などでは、環境の維持や交通の確保といった点も評価をさせていただいております。

次のページから、事例ということで書いておりますが、今こういうものを集めて評価をさせていただいております。例えば、交差点の立体化の工事でありますと、こちらから応札者に対しまして、工事に伴う規制日数を短縮したり、あるいは施工日数を短縮することで工事に伴う渋滞の軽減ができるということでもありますので、そういったものを求めます。その結果、受注企業と書いてありますけれども、応札する中で、先ほどの価格と比較して最も効果のあるところを落札者としております。今回の場合は、通行規制日数は76日短縮して、供用を45日早めたということになっております。

次のページは、簡易型、標準型と書いてありますが、これは提案が簡易なもの一般的なものとありますけれども、こういった中で、例えば事故や粗雑工事の発生がどうなっているかということ、これまでの統計で整理したものでございます。一般的に、事故や粗雑工事については、総合評価方式を行ったほうが発生率は低下しているということ。それから、右側は品質の向上で、社会的な便益がどのくらい出ているかということをやっております。この表の左側に書いています、舗装とか日数は渋滞対策です。それから、環境対策、これは特に河川の排水とかです。そういった、工事によって異なりますけれども、ほとんどのものでこちらの標準案に比べて改善案を提案していただいているところが多く見られているという実情でございます。

次のページは、こういった総合評価を平成19年、今年とやっております。今はどういう形でやっているかという、先ほどのように、直轄につきましては大体100%近く総合評価をやってきましたけれども、果たしてそれが適切にやられているのかといった観点で、再度今年検証してございます。一つは、同じような工事に対して、同じような評価になっているのかどうかということがあります。

これは、一つの工事で同じ評価軸で落札者を決めるということでもありますから、ばらけていても競争に何かあるというわけではないんですが、かと言いましても、同じ発注機関でございますので、特に全国的な企業につきましては、例えば関東でも九州でも同じような工事ですと同じように提案をしていくという発注者の品質確保、品質向上の意図を自分たちでわかった上でやっていくということですから、それが全く違うタイプの評価をしているのでは、それは適正な評価ではないんじゃないかということで、特にタイプの選定であるとか、評価項目の設定、評価方法につきましては、再度検討させていただいていると

ころでございます。

それから、評価結果の公表につきましても、各発注機関、整備局で同じようにやっておりますけれども、これが果たして、品質確保ということであれば、発注者、応札者で同じように評価をして、品質を確保していくということでもありますから、さらにどういう評価がいいのかということでもやっております。それから、それまで価格のみの評価でやりましたので、手続が煩雑になっているのは事実でございます。手続の短縮についても引き続き検討させていただいているという状況でございます。

19年度までにやったことで、幾つか紹介させていただきます。一つは10ページでございます。総合評価方式で一番技術力の高い高度技術提案型から、特に施工実績を中心とする簡単なものまでございましたけれども、発注機関、整備局によっては、ややもすると、金額によってこの仕切りを示していたというところがございますので、標準型でも民間の高度な技術を提案求めるものということであれば、今後は高度技術提案型でやっていこうと思っております。

同じ標準型でも、金額は高くても、施工実績を重視したものにつきましては、いたずらに何か技術提案を求めるのではなくて、簡易型ということで、施工計画や実績を重視した方向でやっていこうと、少し入れかえをしたものでございます。

次のページは、これまで示していなかったんですけども、どのようなタイプにするかをフローチャートで示した上で、各発注機関で大体どういうタイプになるかを示したものでございます。

次の12ページは公表方法です。それまでばらばらでありましたけれども、現在は技術提案の点数、施工体制の点数、その他の点数を、落札者が決定した後に速やかにホームページ等で公表させていただいているということで、右下にありますように技術提案、施工体制、施工の信頼性それぞれの点数と加算点の合計を出させていただいております。

次のページを見ていただきまして、20年度の取り組みです。このようにやってきましたけれども、価格だけでなく技術提案をどう評価しているのか、あるいはどうされているのかを見た上で、再度お互いに適正な評価がどこかということは今、検討させていただいています。現在アンケート調査をやらせていただきまして、回収がほぼできております。かなり関心が高くて、市町村においても約7割以上の回収率をいただいております。特に市町村は、総合評価方式の普及がまだできていないところでもありますけれども、そこも含めて分析をさせていただこうと思っております。

次のページは、どのような調査をやったかというアンケート調査の項目でございます。大きなのは、評価項目の設定や評価基準を発注者と受注者にもお伺いした上で、どのような評価がいいのか、特に、いたずらに技術評価を求めることによって、私どもの工事の予定価格以上のものを求めるというのは、やはり発注者、受注者それぞれにマイナスだと思っておりますので、そういったところを少し整理したいと思っております。それから、情報公開につきましては、先ほどありましたように統一化を図りましたが、もう少し公表していただいたほうが、応札者、受注者は今後の応札活動に使えますので、すべてというわけにもいきませんが、どこまでできるかということでやっております。

そういったことを踏まえて、年度末までに一定の評価ができればと思っております。

以上であります。

**【丹野政策評価企画官】**　　続きまして、まちづくりに関する総合的な支援措置につきまして、都市・地域整備局まちづくり推進課、栗田補佐よりご説明をお願いします。

**【栗田課長補佐】**　　都市・地域整備局の栗田でございます。よろしくお願いいたします。

資料1－3「まちづくりに関する総合的な支援措置」をごらんいただければと思います。まだ、データ等を分析している最中ではございまして、あまりご提示できる資料がなくて大変申しわけございませんが、ご説明させていただきます。

まず、平成16年度に市町村の自主性、裁量性を生かしながら、総合的なまちづくりを支援していく制度といたしまして、まちづくり交付金が創設されたところでございます。このまちづくり交付金が、まちづくりに関する総合的な支援措置では非常に大きな部分を占めておりますので、今回、我々がまちづくり交付金に関しまして、その効果、課題等について政策評価をしていきたいと考えているところでございます。

まず、政策評価の視点に入る前に、時間もございませんので簡単にですが、まちづくり交付金制度の概要についてご説明させていただきます。既にご承知のところもあるかと思いますが、1ページの下にございますように、まちづくり交付金は個別の事業を支援していくというよりは、地域の課題に応じてさまざまな事業を組み合わせます。都市再生整備計画を作成いたしまして、それに対して、一括で助成をしていく制度でございます。その位置づけられた事業に対しては、一つの計画に対しまして3年から5年で事業を進めていただくわけですが、事業進捗等々について、補助金の使い方は事業間流用や年度間流用は自由であるという非常に使い勝手のいい交付金として創設されているところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。このようなことで、まちづくりに関しま

しては、地域の抱える課題というのは多種多様でございますので、ここに幾つか事例として提示させていただいておりますが、中心市街地の活性化等、にぎわいのあるまちづくりから、環境負荷の小さいまちづくりでありますとか、観光資源を生かしたまちづくり、少子高齢化に対応したまちづくり等々、地域の抱えるさまざまな課題に対応して計画を組んでいただきまして、それに対して支援をしていくということで、全国のさまざまな都市再生に貢献をしているところでございます。

また、2ページの下段の「政策レビューの背景と目的」というところについてですが、2行目の、まちづくり交付金は今まで全国で約1,500地区、約800市町村で活用されているということで、全国の非常に多くの地区、市町村で活用されています。

そういう中で、平成16年度に制度が創設されており、各地区の都市再生整備計画は大体5年で計画を組まれておりますので、20年度には事業が終わる地区がたくさん出さるようになります。これは大体、約400地区で事業の事例が集まります。まちづくり交付金制度は、まちづくりの目標である指標を立てていただきまして、その指標がどの程度達成できたかという事後評価を地区毎に実施していただく制度になっています。

こうした400を越える地区で実際のまちづくりにどういう効果があったのかという事後評価が出さることを契機にいたしまして、まちづくり交付金制度の政策評価、制度の評価をやっていききたいと考えているところでございます。

3ページをみていただきます。政策評価の視点といたしまして、3つほどあります。

まず、まちづくり交付金は当然、総合的なまちづくりを支援する目的で設立されておりますので、複数の事業を組み合わせた集中投資によるシナジー効果が十分に発揮されているかが一つの視点。

さらには、提案事業という、インフラ整備事業だけではなくて、ソフト事業でありますとか、さまざまな事業を組み合わせることが可能な事業も支援対象となります。そういった幅広い事業を活用いたしまして、地域の創意工夫を生かしたまちづくりがどれほど進められているかという視点。

さらには、先ほど若干触れましたが、地域の工事の進捗等々に応じて事業間流用や年度間流用が可能であるという、非常に柔軟性のある制度でございますので、こういった制度が運用面でどの程度、市町村の使い勝手の向上につながったのかという視点で分析をしていきたいと考えております。

実際の分析といたしましては、政策評価の視点の右の方に○で4つほど書かれています。

この4つは、下の政策評価の手法の赤い丸でありますとか、青、緑、黄色の丸とリンクするわけです。

まず、複数の事業の組み合わせにより多様な課題に活用されているか、どの程度の事業を組み合わせで実施されているのかという基礎的な分析は、中段の赤い部分になるんですが、実際に計画が1,500ありますので、その基礎的な分析を今、進めております。

さらに青い部分ですが、事後評価結果を用いた分析で、これは先ほど申し上げましたとおり400を越える地区で実際にどういう効果が上がったかという、まちづくりの一つの指標を設定していますので、その評価の結果が出ます。こういったまちづくりの結果、効果とあわせて、その実績に基づきまして、どういった事業の組み合わせが有効に発揮されているのか、住民参加プロセスをいかに組み合わせているかといったさまざまな視点から、分析していきたいと考えております。

さらには緑の部分になりますが、市町村にアンケートを行いまして、まちづくり交付金の使い勝手がどの程度向上しているのかということや、いろいろな事業を組み合わせることにより市町村の部署間で連携を図れるようになった効果も一部あると聞いておりますので、そういう効果などがどの程度あったかにも踏み込んで聞いてみたいと思っております。

最後に黄色い部分になりますが、シナジー効果についてもトータル的には分析しにくい部分もありますので、具体的にどういった効果があるのかを優良な地区、さらにはあまり十分に効果が発揮されていない地区等々を含めて、ケーススタディを実施していきたいと思っています。

評価の体制でございますが、検討委員会を立ち上げて、既に何回か開催をしております。黒川法政大学教授を委員長といたしました体制で実施を進めております。

4ページ、5ページは若干具体的に書かれていますが、データ分析等をやっている最中でございまして、かなり基礎的なデータしか出しておらず大変申しわけございませんが、先ほど申し上げた都市再生整備計画の基礎的な分析ということで、どのような目標に、さらにはどういう事業の組み合わせで実施されているのかを都市規模別、さらには目標別等々、さまざまなカテゴリの中で分析をしていきたいと思っております。

また、事後評価結果を踏まえた分析で、先ほどと同じようになりますが、目標の達成の有無に応じて、どういった事業の組み合わせが有効であるのかの一定の傾向、住民参加の状況でありますとか、そういう切り口も含めて少し分析をしていきたいと考えております。

5 ページになりますが、市町村等へのアンケートを用いた分析でございまして、これは幾つかの市町村には昨年やっております。さらに対象を増やしまして、アンケートも先ほど申し上げたような単純に使い勝手の問題だけではなくて、部間や課間の連携がどう図れたかも含めて聞いていく形で検討しているところでございます。

ケーススタディが最後になるんですが、ケーススタディを実施することによりまして、具体的にどういったシナジー効果が発揮されているのか、もしくは十分に効果が発揮されていないところはどこに問題があったのかという検証、さらには、このケーススタディを行っていく中で、NPOや住民の方々が参加をしたり関わっているところも多々ございますので、そういったNPO等についても、このまちづくり交付金を活用したまちづくりについてのヒアリングを実施いたしまして、市民やNPOからの声も反映させた形で評価を実施していきたいと考えております。

このような、さまざまな定性的、定量的な分析を進めていきまして、総合的なまちづくり推進における効果、さらには今後の課題について分析整理をいたしまして、制度や運用の改善に反映させていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**【丹野政策評価企画官】**　　続きまして4番目でございますが、次世代航空保安システムの構築につきまして、航空局管制保安部保安企画課の松永新システム技術企画官より、ご説明をお願いします。

**【松永新システム技術企画官】**　　それでは、次世代航空保安システムの構築について進捗状況をご説明させていただきます。

本中の2ページ目をごらんください。まず、航空保安システムとは、航空機が出発空港から乗客を乗せて出発し、航空路を飛行し目的空港に着陸し乗客を降ろす、このような航空の流れの中で、運航者に対して航空管制サービスを提供するためのハード、ソフト、システムを含む航空管制全般を意味しております。

具体的には、航空機の運航、航法を支える電波の道しるべを提供し、管制官の目や耳や口となる監視レーダーや通信施設などを用いながら航空機の運航を監視し、適切な指示を与えるなどの航空管制全般のことでございます。

国連の専門機関である国際民間航空機関（ICAO）では、1990年代にそれまでの地上型システムから衛星を中核とした技術で管制を戦略的に行う次世代の航空保安システムの構想をまとめ、それを受けて我が国でも平成6年の航空審議会諮問第23号答申とし

て、衛星を中核とした次世代航空保安システムのあり方をまとめ、導入を進めてまいりました。

途中、打ち上げ失敗などもありましたが、平成19年度までに運輸多目的衛星（MTSAT）の2機体制が整い、洋上通信を含む所要の衛星航法サービスを開始しましたので、次世代航空保安システムを構築してきた施策を一括りとしてその取り組みを評価し、評価結果を今後の施策へ反映させたいと考えます。

平成6年当時は、まだ政策評価制度が今ほど確立していなかったため、政策目的、その達成度を評価する評価指標やデータなどを必ずしも明確にしていなかった状況でございました。しかし、それ以降も何度か答申をいただき、多少の目的の変遷もあったものの、おおむね一致しております。6つの政策目的、具体的には高い安全性の確保、航空交通量増大への対応、利便性の向上、航空保安業務の効率性向上、環境への配慮、国際貢献として整理いたしました。

これらの政策目的の達成度をわかりやすく評価するため、具体的には安全に航空交通を利用したい、いつでも効率的に運航できるようにしてほしい、予定どおり着きたい、航空保安業務の効率性を向上してほしい、環境にやさしい交通手段であってほしいといった評価視点を設定しました。また、これらは航空利用者、航空会社、社会全体のものとして適宜設定し、その達成度を評価することとしました。

なお、国際貢献という政策目的はすべての視点に間接的に関連することから、まとめて定性的な評価としております。

政策目的の達成度の評価手法といたしましては、可能な限り各種統計や航空交通に係るデータを用いた指標により定量的な評価を行い、必要に応じて定性的な評価を加えました。なお、指標については、政策立案時に特段設定されておりましたので、評価の視点ごとに改めて指標を設定することといたしました。

また、評価に当たりましては外部有識者からなる委員会を設置し、第三者の知見を活用しました。これまで2回開催し、評価書案を11月上旬からパブリックコメント中がございます。

私どもの航空管制サービスの提供におきましては、基本的には航空会社に良好な運航環境の提供ができるように努め、航空会社は経営判断などを加味しながら利用者に運用サービスを提供いたしますので、主なステークホルダーを運航会社として、全体的な作業を行いました。

次に対象施策についてです。次世代航空保安システムとは、通信や後方支援や監視や管制など多数の施策の集合体でございますので、ここでは代表的なものを3つほどご紹介させていただきます。

まず3ページ目の運輸多目的衛星（MTSAT）の導入についてです。この衛星には管制通信の機能、GPSの誤差などを補強する航法支援機能、自動的に航空機から伝送される位置情報を仲介し監視に役立てる機能などがあり、この航空機と管制機関を密接につなぐ機能により、洋上航空路での航空機間、航空機の間の前後間隔や上下間隔などを安全な限り縮めて多数の航空機を飛ばすことができたり、航空機側のコンピューターシステムの性能向上とも相まって、地上施設にある程度依存しない飛行が可能となっております。

次に4ページ目の航空交通管理センター（ATMセンター）の導入についてです。ATMとはAir Traffic Management、つまり航空交通管理のことで、航空交通をただコントロール、管制するのではなく、能動的にマネジメント、管理するものでございます。それまでは全国4カ所の航空交通管制部で航空路の管制を行っていました。

平成17年度以降、もう少し全体的な視点で、例えば右上にありますように空域の有効利用、例えば自衛隊の訓練空域を使っていない時間帯に民間航空用に調整して経路を設定するとか、米軍の訓練空域の削減を行い、民間航空が少しでもショートカットできるようにするとか。あと、左下の交通流の管理。例えば目的空港の混雑による上空待機を減らすべく出発空港での出発待機をかけたたり、航空路上での混雑を回避させるため経路を迂回させたり。右下、隣接国との調整を図ることで洋上の管制を効率的に行うなど貢献してまいりました。

最後の事例は5ページ目の広域航法（エリアナビゲーション）のRとNAVでRNAVと呼んでおりますが、このRNAVの導入についてです。従来の地上施設をトレースしたジグザグの飛行から、航空機側のコンピューターシステムやGPS補強システムの進展に伴い、それらを総合的に計算しながらまっすぐ飛行することができるようになり、飛行経路の短縮、それによる燃料消費削減、ひいては排出ガス低減等につながっております。

次に6ページをごらんください。評価手法についてです。定量的な評価指標を伴う評価視点と、定性的なものを一覧にしました。赤い文字は政策目的であり、おおむね一対一の関係として整理し、それぞれの視点にもう少し細かな観点で補足し、具体的な指標に結びつけています。具体的には、安全性という公共交通の大前提の目的に対する視点には、事故防止対策などの観点から事故件数、事故に至らない重大インシデント件数、また代表的

な対策である従来の音声中心の管制通信による聞き間違いなどのコミュニケーション齟齬の防止につながる、文字やデータによる、空のEメールとも言えるデータリンクの使用率などを具体的な指標としています。

次に、経済性に関連する、交通量の増大という。量的に良好な運航環境の提供という政策目的に対する評価視点には、運航回数や運航コストなどの観点から飛行回数、管制処理容量、経路短縮率、希望する経済的な高度を航行した航空機数等を具体的な指標としております。

同じく、利便性の向上という質的に良好な運航環境の提供という政策目的に対する評価視点には、定時性や欠航の観点から、定時運航率や就航率などを具体的な指標としております。

同じく、業務の効率性という量、質ともに良好な運航環境を提供するための、業務生産性の向上という政策目的に対する評価視点には、業務の効率化の観点から、管制官など一人当たりの飛行回数、単位飛行回数当たりの整備費などを具体的な指標としております。

次に、社会性としての環境への配慮という政策目的に対する評価視点には、CO<sub>2</sub>低減の観点から、経路短縮や上空待機の低減にかかわる交通流制御の回数を具体的な指標としております。

最後に、国際貢献という政策目的には、上記の評価視点すべてに関連しますが、国際標準の整備などによる運航会社などの国際展開の支援、地政学上の北米とアジアの要路としての日本の航空管制の努力、航空先進国としての努力などの観点で定性的に評価いたしました。

次に7ページ目をごらんください。これまでのものにより、政策目的の達成度や改善点などの評価分析を行った結果でございます。

まず、安全性の確保につきましては、航空管制に起因する航空事故がほとんど発生しておりませんが、滑走路誤進入などの事故に至る前の重大インシデントなどが依然として発生しておりますので、引き続き事故防止対策が必要としております。

なお今後、安全性管理 Safety Management System (SMS) と呼ばれる予防安全システムの導入を行っておりますので、各種事例収集、分析、対策を充実させて、今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。

次に、航空交通量の増大への対応につきましては、運行回数そのものは順調に増えているものの、ピーク時の混雑や待機などが発生しており、運航会社や利用者のニーズへの対

応には改善の余地がございます。

利便性の向上については、欧米の75%程度の定時性に比べ、我が国は95%程度の定時性を確保するなどし、また一定の霧でも欠航や他空港へ待避（ダイバート）せずに着陸する就航率が90%台後半など、利便性の向上に寄与しておりますが、特に新幹線との競合という我が国の特質もありますので、このサービス品質の確保は引き続き改善の余地がございます。

業務の効率性につきましては、航空路や空港の無線施設や視覚援助施設などの整備費が基本的には減りつつあり、管制官などの人数も増えず少しずつ減りつつある、つまり人件費も抑制されつつあるようなトータルとしての経費が厳しくなる中でも、安全を前提としつつ飛行回数は確実に増大し、航空交通利用量は拡大していることから、業務の生産性は上がっておりますので引き続き推進すべきと考えます。

環境につきましては、RNAVや希望する経済高度などの施策は導入して間もないことから、必ずしも十分な貢献につながっておりませんが、今後さらに施策を展開し、充実強化すべきですし、する予定でございます。

国際貢献という政策目的につきましては、衛星通信や衛星航法の導入、航空情報の提供、交通流制御や航空機の間隔短縮、飛行経路の設定などや、新たにこの4月から関空地区に移転いたしました航空保安大学校などによる職員の育成などにより、我が国のみならず、隣接国や地域諸国、本邦機のみならず外国機や上空通過機への直接または間接的な貢献を行ってまいりました。今後も交通量の増大が予想されるアジア太平洋地域において、努力が必要と考えます。

最後に8ページをごらんください。これらの評価分析を踏まえ、今後の改善の提言をまとめしております。

今後も増大すると予想される航空需要に対応するため、航空会社や利用者のさまざまなニーズにこたえるべく、これまでの施策を生かしながらも新たな工夫を加味していくことが求められます。期を同じくいたしまして、ICAOや欧米でも2025年ごろを見越した、新たな航空交通システムの構築に向けた中長期計画の策定、実施を図りつつありますので、歩調を合わせていく必要がございます。

新規施策の一例ではありますが、紹介させていただきます。安全性の確保という政策目的につきましては、例えば滑走路誤進入を防止するため、パイロットへの視覚的な支援となるシステムの構築、ここでは滑走路状態表示灯システム（Runway Status Lights system

RWSL) という滑走路の赤信号のようなものなどがあります。

交通量の増大への対応につきましては、先ほどのRNAVに関連しますが、航空路の中心線からの飛行経路の逸脱幅が一定値を越える場合に、航空機側でも警報を出せるような航法性能を前提といたしました Required Navigation Performance (RNP) という性能基準に基づく運航を既に行っておりますが、さらに空中の通過点（ウェイポイント）の間を仮想旋回中心点を中心にして、一定の逸脱幅内で旋回できるような方式の導入などがございます。

また、利便性の向上につきましては、衛星航法がさらに精度よく、空港への進入や着陸に貢献できるように性能向上して、導入を促進することなどがあります。

業務の効率性の向上につきましては、業務の地域拠点による複数官署のブロック管理や、新技術の導入や一貫したライフサイクル管理などを統括するセンター設立などがございます。

環境については、例えばグライダーのように一定の降下率で飛行することにより、燃料消費も抑えられ、CO<sub>2</sub>や騒音も低減されるような飛行方式の導入などがあります。

国際貢献につきましては、欧米と協調しつつ、新たなシステムを構築したり域内の人材育成や教育支援などを通じて貢献することなどがあります。

以上でございます。

【丹野政策評価企画官】 以上でございます。

【金本座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問をお願いいたします。たくさんございますので。

どうぞ。

【上山委員】 まず、小笠原です。これは前回私が結構コメントしたのですが、重要ポイントはほぼ改善していただいたと思います。第三者性の問題、評価対象をどこに絞るか、それから、評価の手順あたり、現実的な、技術的にできる範囲で最大対応していただいた。

現状把握のデータを駆使して数量化する、見える化するという意味では、かなりよくやられたと思う。19ページが一つのまとめになるとは思いますけれども。○×△で片づけていいのかとか、あるいはもっと細かい項目をつくれとか、言い出すといろいろあるんですが切りがないので、これぐらいのメッシュの細かさでいいんじゃないかと思います。あと、○、◎、△の根拠となるデータなども、比較的後ろにいろいろ充実してつくられている。

ただ、後ろの第4章79ページと80ページの2枚については、あまりにもそっけない。

これは、評価者がだれなのかということとか、あるいは今回、振興開発の枠組みは評価しないといってしまったので、なかなか書けなくなったんだろうとは思いますが、79ページはもうちょっと何とかならないのかと思う。前半で評価の視点を3つ設定しています。国の事業は確実に実施したのかとか、あるいはどのような成果をもたらしたか、課題は何かという問いが3つあるわけだから、この3つに対して、ストレートに書いたらいい。そういうことを書かずに、「ハード面ではまだまだだ」という、ありきたりのパターンに入って、かえって信憑性が損なわれている。

さっきの○と△だけで、実はハードとソフトはいえない。項目別にハードとソフトは分かれていないわけですから。ハード、ソフトといたいんだったら、△についてハードなのかソフトなのか、何が問題なのか分析した上で言わなくちゃいけない。19ページをちゃんと読むと、問題はどう見てもソフトです。なので、明らかに19ページから言えないことを、ここでジャンプして言っちゃうというのは問題だと思うんです。

ハードも問題ではあるんですが、それはかなり具体的な幾つかの項目だけです。これはデータを見れば非常にはっきりしている。なので、全般にソフトじゃなくてハードだという必要は全くない。「ハードの幾つかのことが極めて重要。それからソフトに関してはまた非常に重要だけど、これはなかなか答えが見えない」と正直に書いたらどうなのか。どう書くのかというのはいろいろな問題があると思いますけど、ロジックがジャンプしている。とにかく79ページは問題かなと。

それから、別紙の概要も第3章までの知見が全く生かされていない。今回、評価作業をしなくても、来年度予算要求の資料などを切り取ってくるとこいうものになる気がする。この種の資料は正式なものじゃないんだけど、評価のロジックをきっちり踏まえたものにしないとイケない。3つの視点に沿って評価をしました。そうしたら一応全部○でしたとストレートに書けばいい。しかし、まだできていないことに関してはこういうものがあります。ソフトはこれだけ、ハードはこれだけと書けばいい。

以上です。

【金本座長】 今の点、何か反応があれば。

【神田課長補佐】 ご指摘を踏まえ、修正をしたいと思います。

【丹野政策評価企画官】 概要版については、とりあえず評価会説明の補助として私どもで提示し、つくらせていただいたものですので、報告書のみを後ほど修正いただくという形でよろしいでしょうか。

【上山委員】 はい。

【金本座長】 そのほか。

はい、じゃあ。

【山本委員】 これでいいというか、これでいくと思うんですが、小笠原諸島振興開発の法律上の特別措置で、帰島希望者に特別な税制があるのにそれについて全く触れられていないですね。これは基本方針に触れないということとは違うと思うんです。例えば税制の特例措置を、実際全部提供を受けられているのかどうか、そういうことは特例法で決まっているわけですから、少なくともそういうデータは必要じゃないでしょうか。国と東京都の補助金の適用を受けたのだけが、帰島のあれになっているというのは、私は解せなくて残念だと思ったということです。

あとあわせて、総合評価。これで私が一番関心がありますのは、入札価格だけで決まらなかった、技術評価点によってどれくらい決まったのかという率です、結果的に。それが一番、総合評価方式が現実にとれくらい効いてきているかどうかですから、その情報をぜひまとめていただきたいということです。

まちづくり交付金については、いいと思うんです。心配しているのは、これは市町村のある地区、エリアですね。私も自治体のことをやっているんですが、エリアのデータというのはよく統計がとれないという難しさがあるんです。それらがとれれば、ここにおっしゃった分析もうまくいくと思うんですが、そこら辺、もし何か地図情報等をうまく活用すればできるのかどうか、ご検討いただければと思います。

それと最後の、次世代航空保安システムはこれでいいと思うんですけれども、今おっしゃったところはパブリックコメントを見れば書いてあるのかもしれませんが、データが全くないので、よくなったよくなったと書いてあるんですが、よくわからなかった。それと、こういうシステムはよく、独自開発がどれくらいあるのかわからないんですが、自衛隊の場合と同じようにほとんど外国製が多いとよく言われるんです。この航空保安システムの場合は、どのくらい国産なり、国内の開発で頑張っておられて、それが国際貢献に結びついているのかどうかという、国立大学の場合、大型機器も外国の業者に消えているだけだという理科系の先生の話もあるものですから、何かそういう視点も可能であればという、全く感想のようなものですが。

【金本座長】 順次、ご回答をお願いします。

【石原建設技術調整官】 総合評価につきましては、落札した方の中でどれだけが最低

価格以外であったかというデータがあることはあるんです。ただ、私どもとしてそれを出すことによって、一部報道でもありましたように逆転をするのがいいという風潮になるのもいかがかと思っていました。年度末までに、それをどうやって出せばいいのか、つまり、今、考えていますのは、「落とした方の中で最低価格以外がどれだけあったのか」と出すのがいいのか、「技術点が最高点の中でどれだけ落としたのか」と出すのがいいのか、どちらがいいのかまだ見きわめがつきませんので、また検討した上で、そういったデータも公表する方向でやっております。

【栗田課長補佐】 まちづくり交付金につきましては、確かにエリアは市町村全域ではなくて、一定の地域で集中的に事業を実施してやっております。エリアに関連するいろいろな諸元のデータにつきましても、可能な範囲でそろえていければと思っておりますので、できる範囲で対応していきたいと思っております。

【松永新システム技術企画官】 次世代航空保安システムについてでございます。データにつきましては本日のプレゼン資料で割愛させていただきまして、まことに申しわけございませんでした。パブコメの中には、よくなっているデータもあれば、まだまだというデータもございます。あと、外国製のものにつきましては、国内のシステムにつきましては、国産製が結構多ございます。今はちょっと手元にデータがございませんが、かなり国産システムが頑張っておる状況でございます。

【金本座長】 小笠原の税制とかの話は。

【神田課長補佐】 失礼しました。帰島者の関係につきまして説明ではしってしまった部分でもあるんですが、本編の77ページ上の図表121に近年の帰島者数の推移のデータを記載させていただいております。平成6年からのデータでしかないんですが、大体多いときで20名、少ないときでも6、7名で、大体延べにすると10人前後の方が帰島されているデータがございます。

それに関係してですが、東京都さんで、帰島する際の荷物の輸送費の補助、あるいは生活に際しての必要な資金の貸付について行っておりますので、その辺のデータを記載させていただいております。

税の関係ですけれども、実は残念ながらここ数年、実績がないということで、記載をさせていただいておりますが、今後そういう可能性がないかというところでもないということでございますので、引き続き、こちらの税の特例措置につきましても、延長ということで、要望をさせていただいております。

以上です。

【金本座長】 そのほかは何かございますでしょうか。

【上山委員】 まちづくり交付金ですけれども、ご説明もわかりやすかったし、非常に意欲も感じられる。第三者委員会をつくってこの際ちゃんとやりましょうという意気込みも含めて、非常に深くよく考えられていると思いました。

その上でのコメントですが、結構これは難しいと思う。積み上げ型でいくと、個々の市町村ごとの実際のお金が使われてその街がどれくらいよくなったのかを見なくちゃいけないくて、これはとんでもない作業になる。しかも、積み上げていっても実はほかの要因のほうが多くて、なかなか厳しい結果になっていく。一方、マクロで交付金制度そのものを評価するとなると、とても抽象的になってしまう。

もう少し別の切り口からも見る必要がある。例えば今、これは交付金という制度になっていますが、交付金であるべきかどうか。金銭的支援であれば、税制であるとか利子補給とか、いろいろなメソッドがある。そういうほかのメソッドを使わないで交付金にしたことのよしあしといったことは見るのかどうか。

それから、プロセスを見るのかどうかという問題もあります。プロセスは、例えば交付対象をどうやって、だれが選ぶかとか、選ぶ手順はフェアかとか、透明性はどうかとか、スピードはどうかとか、そういった交付金交付プロセスそのものも評価する必要があるかもしれない。

それから今回は、まちづくりというざくつとした切り口でやること自体のおもしろさを見出さないと、多分おもしろくなってこない。例えば対照評価する。従来の個別の縦割りの補助金で出した場合と、今回まちづくり交付金という形で再生整備計画に基づいてやる場合とどう違うのか。どこかのまちにお金がいって何かができるよかったという単純な事業評価とは違った枠組みをつくって評価しないと、多分だんだん情報過多になって、最後までまらない可能性がある気がします。

この第三者委員会をうまく使って、こういう切り口から評価する、こういう作業はしないと、しないことをかなり早い段階で絞り込んでやらないと大変かと思います。評価の対象、フレームをかなりがちつつくってやらないと、ものすごく人海戦術になりそうな気がします。

ちょっと早過ぎるコメントだと思うので、参考程度にさせていただければ結構です。

【金本座長】 何か。

【栗田課長補佐】 先生のおっしゃるとおりです。我々が手を出せば出すほど、いろいろなことをやらなくてはいけなくなってきた、マクロにしろミクロにしろ、ある程度絞って取り組む必要があります。落ち着く先は、トータルとしてのこともやるんですけども、ケーススタディをいろいろなところでやっていって、総論である程度のことは言いつつも、ケーススタディで見ていくというやり方を今、主で考えています。

もちろん、フレームとか評価対象をどこまでできるかというのは、これからまたさらに絞り込みをかけていきたいと思うんですが、しっかりしていきながら進ませていただきたいと思います。

【金本座長】 そのほか。

森田委員。

【森田委員】 ちょっと感想じみた発言になるかもしれませんが。今日、幾つかご説明いただいた中で、前回小笠原の件の議論には参加できなかったのですが、小笠原とまちづくりの2件については、ほかのと違って、何か新しい取り組みができれば、それではおおむね高いレベルでずっと進行しますというものではなく、ここまでやってきたけれどその後どうなるのか、特にまちづくりは何らかのお金でもってやって振興できたんだけど、その後それがうまく続いていくのかという観点が非常に重要だと思います。

それに対して、総合評価や航空の件は、いいものができるそのまま継続することが、ある程度期待できる部分なんだろうと思います。従って、小笠原やまちづくりの件のようなものは、総合評価としての評価に加えて、今後も、継続的に評価していく仕組みが重要でないかと思いました。

それから、今は過去5年間くらいでのいろいろな数字、特に予算面での数字が出ているわけですけども、20年度予算から、予算体系と政策体系の整合が図られたと理解しています。次回以降、こういう総合評価のテーマごとに予算金額を一覧で表示されてはどうでしょうか。財源とのバランス、成果とのバランスも重要ですし、今後、予算などの財務情報が経年で把握できる環境が整っていけば、そのあたりも見ていただければと思います。

【金本座長】 特にあればですが。

はい。

【石原建設技術調整官】 総合評価ですけども、17年からやって3年たって、内部でもアニュアルレポートみたいなことをやった上でやらないと、直轄はいいんですけど

も、地方公共団体に広がらないということで、そういった試みができるようにやりたいと思っています。

それから、予算ごとにとということですが、それはタイプごとでしょうか。それとも道路とか河川とかいう感じでしょうか。

【森田委員】 今のこの評価の切り口とほんとうに合うのかどうかは私も個別には見ていないのでよくわかりませんが、いわゆる政策体系に合わせた予算体系の見直しが全庁的に行われたと思いますので、その情報のそれぞれの総合評価への活用みたいなことを少し考えていただけたらどうかと。

【石原建設技術調整官】 それは進みながら考えさせていただきたいと思います。

【金本座長】 そのほか何かございますでしょうか。

【上山委員】 管制ですけど、これはさっきの説明と中身に違和感はないんです。違和感はないんだけど、政策レビューのあり方という意味は気になった。この事業は要するに今までせっせと頑張って投資をしてきて、システムがほぼできましたということですね。つくったこと自体、評価すべきだし、ちゃんと機能していますと。だからよかったということだけれども、よかったということを確認するのが果たして政策レビューでいいのか。

政策レビューなのか、公共事業の事後評価のような作業なのか、私はいまいちよくわからない。今の時点で効果を確認することは意味があると思うんだけど、それだったら事後評価的な淡々とした作業をやったほうがよくて、政策レビューという意味ならもっと踏み込んでいいのかもわからない。

今回やるかどうかは別ですけど、例えば2つ視点がある。この種の技術的なシステムが既に海外にあるとして、海外と比べた場合の日本のパフォーマンスは、どこが同じでどこが違うのかを例えば比べてみる。もし同じじゃないとしたら、その原因は米軍なのか自衛隊なのか、あるいは規制のせいなのか、あるいはエアラインの何かの都合なのかとかいうギャップ・アナリシスみたいなものが、ほんとうはできるのではないかと。

つまり、機材とか技術が持っているポテンシャルをフルに引き出せているのかどうかを評価するのが、ほんとうの政策レビューかもしれない。技術も含めて、これはほんとうに世界のベストプラクティスなのかを評価するのが、ひょっとしたら政策レビューかもしれない。次世代と書いてあって最先端のように見えるけれど、ほんとうに世界の最先端だろうか。もうひとつは、このシステムは最先端だったとしても、周りの環境は最先端じゃない可能性です。在来線を新幹線の車両が走るようなことが起きているんじゃないかという

疑念がややあって、ほんとうの意味の政策レビューだったら、ひょっとすると全然違う切り口の作業かもしれない。

まさに次世代政策レビューには今のような視点も要るんじゃないかとちょっと思ったんです。これは政策評価担当に対するコメントであって、航空局はこの作業をやっておられればいいと思うんですけれども。

【松永新システム技術企画官】 どうもありがとうございました。

まず、私どもがプログラムとしてまとめましたものが平成6年以降のものを括りましたので、皆様から見て少し古い技術も含まれておるかもしれません。ちょっとその部分をお許してください。

海外と比べてというのも、本日のプレゼンでは詳細に説明することはできませんでしたが、例えば定時性についてどうだろうかということで、欧米が75%くらいの定時性をやっている中で、日本は95%くらいの定時性を確保しておるとするのは、ひとえにエアラインの努力もあり、航空側のシステムであるとか、管制のソフトの回し方であるとかもあるとは思って、そういう形で海外との比較などもできる限りやっておるところでございます。

【上山委員】 いえ、ちょっとした問題提起です。そんなに悩んでいただかなくて結構です。

【松永新システム技術企画官】 わかりました。それと本日、これまでのプログラムの評価を踏まえ、今後の改善すべき提言という部分もまとめておりますので、先生のご主旨に沿う部分もかなりあると思っております。

周辺国につきまして、日本はかなり世界スタンダードでやっておりますが、確かにアジアの周辺国はまだまだのところもございますので、そういう意味では全体的に底上げをして、均質なおかつ連続のサービスが提供できるように、全世界的に、またはアジア太平洋地域においても、そういう意味での国際協力貢献という形でも努力してまいりたいと考えております。

【金本座長】 今回の点について、なぜか私は詳しいことがあるんですが、この評価の最後のあたりに出ているやつがかなり粗い評価指標になっていて、中間段階のいろいろなことがどうなっているのかが気になるところです。最近の状況を見てはいないですが、例えばMSASとかRNAVとか、衛星と飛行機が通信してGPSを使ってどうこうというシステムについては、航空機側でそれ用の機材を導入しなきゃいけないんだけど、結構

高くてなかなか使っていないことが議論されたり、あと、衛星についても違うタイプの、既に飛んでいる衛星を使うシステムもあり得るといった話があって、そういったことについてどうかといったことも入ってくるまとめ方にさせていただくと、最終的に何となくいいことばかり書いた感じにならない気はいたします。

今、航空機側の機材の搭載状況はわかりますか。

【松永新システム技術企画官】 例えばデータ通信を行う機材などにつきましては、本邦機のデータであります。6割くらいで途上だったりいたします。今、先生がおっしゃられました航法支援の装置につきましては、ちょっとデータを持ち合わせておりません。申しわけございません。少しずつ増えつつある。それは世界的な動向でもございます。少しずつ搭載が進んでおるところでございます。

【金本座長】 そのほか何かございますでしょうか。

私も幾つかコメントというか、評価自体ではなくなるものが多いんですが。小笠原については気になるのがまとめ方で、費用対効果的な効率性の視点がない、費用がどれくらいかかっているかがほとんどないといったところが、奇異に感じると思うんです。ハードが必要と書いてあるんだけど、それが費用対効果かどうかの議論が全くなくて「必要」と書いてある感じがいたします。

あと総合評価については、肝の部分がまだ全く出ていないので、よくわからない。いろいろな技術とかの価値をどう評価できるかというところは、価格と技術のバランスとかが検討中になっていて、まだまだ評価作業としては途上という気がします。

これとはあまり関係ないんですが前から若干気になっているのが、いろいろな提案方式があるんですが、これは発注者がこういう枠でこういう提案をしてくれと決め打ちでやる仕組みをずっとやっておられて、ずっと昔に外国企業とかいろいろな人たちが言っていたのは、そうじゃないものについて我々は発注者が知らない工法等を持っていると、そういう提案をさせたくないと言ったことがあって、そういったことも含めて、制度自体の有効性というか、どの程度のパフォーマンスを上げているかについての評価が必要だという気がします。

あと、まちづくりについては中身に期待したいところではありますが、もともと制度の意図は細かく事業ごとにチェックをして、ちゃんと使われているかを確認した上で補助をする方式から、評価方式、で事業ごとのチェックじゃなくて、全体として有効に使われていけばいいじゃないかと転換したんだけど、全体として有効かどうかの評価の仕組み

をちゃんとつくりださずにやっているという気がしています。ここの評価でも提案者側が指標を提案して、それが達成できているかどうかという評価が主体になりそうで、その指標を見るとほんとうにこれでいいのかというのが多い感じがあります。この辺はケーススタディをやる中でもっときっちり考えない。将来なかなかしんどい気がします。

今さっきのデータも、市町村レベルのデータはたくさんあるんですが、もうちょっと狭い範囲を取らないと実は意味がない。まちづくりは市町村全体を見てもほとんど意味がないというところですが、そのデータの取り方についてもいろいろな商業統計とか事業所統計とかの個表までいけば、かなり細かいのがあるんです。そういったことをどううまく取って利用していくかというシステムを考えないと次のステップに行かないということで、課題が多くて、漫然とやっているとあまりよいものにならない気がします。

あと、次世代については今さっき申し上げたことです。

そんなところでございます。

【神田課長補佐】 小笠原に関してでございますが、何分、本土から1,000キロ離れた人口2,400人の小さな島でございますので、その中でB/Cを考えると、ある意味非常に辛い面もあるのかなと。

【金本座長】 B/Cはなかなか辛いんですが、費用効果分析はできると思うんです。これにどれくらいかかっているかと。そういった情報がないと、相対的にいろいろなものがあって、どれにお金を使うのが有効かわからないことがあるという感じがします。

【神田課長補佐】 わかりました。参考にさせていただきたいと思います。

【石原建設技術調整官】 総合評価ですけれども、年度末までに特に今、アンケートを集計した上で、再度評価したいと思っております。特に技術の価値ですけれども、私どもとしては品質の確保という観点でやっておるんですけれども、ややもすると発注者側として評価しやすいものを評価しているところもあるものですから、そこは1回ばらして、データを整理した上で分析評価ができればと思うんです。

それから外国企業の話がございましたけれども、現在、予備設計段階から提案をさせていただく高度技術提案型でやっているんですが、どうも魅力がないのか手を挙げなくて、座長がおっしゃるように、自分たちが知っていることが生かされた提案ができないのかわかりませんが、これが全体の件数で1%くらいしかやっていないというのは私も問題点だと思っております。もう少しここを上げられるように、手続が煩雑なのかどうなのか、その辺は分析した上でここも今回の作業に合わせてやりたいと思っております。

【金本座長】 それも要するに高度技術提案型をどうこうという話ではなくて、標準型とか簡易型についても提案できる余地があるようにする必要があるという。大体、諸外国を見るとそんなスキームになっているんです。何でも提案はできることになっているんですか。

【石原建設技術調整官】 それは今でも契約時VEで、できることにはなっていますけれど、入札時……。

【金本座長】 入札後じゃないとできないんで。

【石原建設技術調整官】 標準型であればできます。ただできますけれども、予定価格があるものですから、予定価格の範囲内という制限はかかる。こちらはかけていませんけれども、入れるほうはそういう意識でやってしまうということで。もう少しそこは今、高度技術提案型は予定価格がない状態でありますから、そちらに移行したものをつくるべきではないかと思っております。それは高度技術提案型という今のすごく手間のかかるものではないやり方を検討すべきではないかと思っております。

【金本座長】 私が言ったのは予定価格内でコストが削減できると。例えばどこかから鉄をたくさん輸入できる人が、今の設計と違うやり方で鉄をたくさん使ってやるとトータルで安くなるといった提案をしたいんだけど、そういったことを許してくれないといったのが結構あったというところです。

【石原建設技術調整官】 検討させてもらいます。

【栗田課長補佐】 まちづくり交付金につきましては、いわゆる柱となる評価対象のフレームをしっかりと定めまして、漫然とならない形でしっかりやっていきたいと、本日のご指摘も踏まえてやっていきたいと考えております。

【金本座長】 そのほか何かございますでしょうか。

工藤委員。

【工藤委員】 感想的なことですが、皆さんとも共通するので恐縮ですが、結局政策レビューはわかりやすいレビューは一通り終わって、そろそろ、どこまでどうやったらいいいのかという枠組みの設定が非常に難しいものになってきた感じがするんです。

ですから、今日の各委員のご指摘についても、そもそもそういう政策をつくったことの根幹から問うべきだというご指摘が多かったかと思うんですけど、実際にはその政策をこの方針でやっていることを前提の上に、どうだったかと細かい話で終わっているという基本的な問題点がかなり浮き彫りになったのではないかと思います。

それは全体的な感想ですが、今日のものについて実はいろいろな形でかかわっていたり関係していたのが多いので、言いにくいんですけども、私は小笠原は振興の審議会に入っていて、最初に審議会の委員の任命を拝命したときに、非常に違和感がありました。ご説明いただくうちに、その違和感自体はある程度解消されたんですが、当初私が抱いた違和感は今日の委員の皆さんのご質問で、もう一度よみがえった感じでございます。

と言いますのは、結局、この小笠原諸島振興開発の特殊性としては、法律でかなり明確に特別措置法という形でやってきた。特別措置法という形式自体は既存のもので、それも更新のときにある程度変えられるのかという根本的な質問をしたいなど。それはあまり前提としていないということですね。そもそも、その大きな枠組みは継続するのが前提ということで振興していくということだったんです。

今回の更新にあたって、いろいろと文言の整理があつて、昭和40年代くらいからあまり変わってきていなかったんですが、ごり押しを言って、若干、修正をしていただいたんです。今日のお話の中でかなりその特殊性にある種、寄りかかっているところが浮き彫りになってしまったのかと思います。

ただし、個別に評価という視点でもご相談を受けまして、まさに上山委員がご指摘になっていた最後の評価の部分ですとか、○×△については、私も既に指摘をしております、ただ今日には間に合わなかったということで、これから作業をされて、そのところのわかりやすさ、それから最後の評価のところの、まさにご指摘のあったソフト、ハードの整理の仕方、それからソフトと言われているところの中には、制度的な設計という意味ではある程度一定の成果を挙げているけれども、必ずしも制度設計と例えば実際にそこに業者さんがやっているいろいろな観光業を開くのは別問題だという点であるとか。

あるいは、逆にNPOなどを中心に比較的制度設計よりもむしろ島民の方や島民の方のいろいろなことに賛同される方を中心に、アホウドリの問題であるとか、実際には枠組みとは別の形でソフトが充実しているところと、枠組みはできているんだけどまだ十分に人が育っていないところといろいろあるんです。

そのあたりは、皆さんデータをある程度持っておられて、分析をされているんですけども、今回のものに生かされておられません、最終的な報告書には生かす方向で進めておられますので、その辺はそういう状況にあるとご理解いただければと思います。

**【金本座長】** 何か特に反応があれば。よろしゅうございますか。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは最初の議題はここまでにさせていただきます。各担当の方々、どうもありがとうございました。

次が議題（２）でございます。概算要求等に関する評価書について、事務局からご説明をお願いいたします。

【増田企画専門官】 それでは、先ほど座長からお話がありましたように、レビュー担当者につきましてはここで退席をさせていただきます。ありがとうございました。

（説明者退席）

【増田企画専門官】 それでは、議題（２）平成２１年度予算概算要求等に関する評価書についての説明に移ります。これにつきましては、毎年この時期の評価会で報告させていただいているものでございます。

まず、国土交通省の政策評価の白パンの資料２でございますが、毎年度８月の予算概算要求に当たって行う事前評価でございます。この冊子の２ページを開いていただきますと、概要が書いてございます。ページの上半分につきましては、昔はP D Sの図が書いてあったんですが、P D C Aの形で新たに作り直した図を書いております。ホームページでも今はこれを使っております。

この冊子では概要にありますように、政策アセスメント以外に個別の公共事業評価、個別の研究開発課題評価についても記載しておりますが、本日は政策アセスメントについてのみ、少しだけ説明をさせていただきます。ちなみに今回、個別の公共事業についての中止・休止案件はございませんでした。

政策アセスメントにつきましては、昨年度より政策評価と予算、決算との連携強化の一環といたしまして、予算概算要求時においては主な予算関連の新規、あるいは拡充要求事項についてはすべて政策アセスメントを実施するという整理を昨年度からしております。そのため、政策アセスメントの対象につきましては、４ページを開けていただきますと一覧がございます。対象数は６３ということで、昨年６７よりは減っておりますが、一昨年の４０と比べましても、１．５倍になっております。また、政策チェックアップと政策レビューの連携で、政策チェックアップについては２５くらい、政策レビューについて６くらいが関係する形になってございます。

４ページを見ていただきますと、例えばこのうちの３１番の「国産旅客機の開発に伴う新たな安全審査方式の導入」ですとか、６０番の「庁舎のグリーン化に係る最新技術の導入基準の確立」というようなものについては、国土交通省全体の予算概算要求の白パンで

は、主な新規拡充事項にはなっていないんですが、これについては各担当部局が政策アセスメントをしたいと希望をしてきましたので、当然受け入れて、これに載せているというところでございます。

内容でございますが、簡単に担当としての悩みもお話させていただきます。6ページを開けていただきますと、これは政策評価基本計画でも別紙として定められている様式でございます。これをもとにしまして、7ページ以降を書いていたいただいていることとなります。

昨年度と変えたところは、目標値のところですか。ここにつきまして、原則すべて設定してもらおうという形を昨年度取り組みました。結局、昨年度は半数くらいしか書けなかったということで、今年度は是非という意気込みもありました。しかし、今年はここは無理をしないということで、実際に目標値を検討しているところには「検討中」と書いていただいて、特に検討していないところについては、「－」という形で記載しております。

もちろん、昨年度検討したときには、目標値を設定しておくことは事後検証をする場合に大変役に立つということで、そういう方針でやったわけです。前回の評価会でチェックアップの評価書、この分厚いものを見ていただきました。政策チェックアップを予算決算との連携ということで再編したところ、業績指標が216、細かいのを合わせると266という形で数が大変増えてしましまして、チェックアップの一覧性を少し損なうと、こちらとしては感じたものですから、あまり指標の数を増やす方向の努力はすべきではないと考えて、そのようにしたところでございます。

さらに、やや言いわけになりますけれども、一昨年度に効率性と有効性の記述が不十分ではないかと、ものによってはトートロジーに陥っていないかというご意見がございまして、これについても特に指導を強めようと考えておりましたが、実際のところなかなかうまくいきませんでした。私及び係長が今回初めて担当したわけですが、例えば効率性につきましては、6ページの解説にも書いてありますが、本来、社会的費用を出して、何らか定性的でもいいから書いて、また効果、便益も同じように書いて、その比較を行うのが効率性なんだという形で当然説明も行っておりますし、実際これを書くに当たっても担当者をたびたび呼び出して指導とか、甚だしきは、例えばこう書いてみてはどうかと具体例を示したのですが、なかなかこれがうまくいかなかったというのが実態です。

一方で、必要性の欄につきましては、以前からやっておりますロジカル・フレームワークという形で示してございまして、最初の提出時にはうまく書けていなくても、説明を繰り返

返すことによって、最終的にはほとんどロジカル・フレームワークに沿った形の記述をすることができています。

もう一つの原因としましては、8月の上中旬の非常に限られた時期で政策アセスメントをやっているということでございますので、なかなかうまくいかない部分があるのですが、これらのことを検討いたしまして、例えばロジカル・フレームワークのような手順を誘導するような形を4月の段階から示すとか、あるいは定量化等々をやりやすそうなものを選んで、モデルケースといいますかベストプラクティス的なものを指導していくとか、いろいろな方法を考えられると思っておりますので、今後検討していきたいと思っております。

それから、昨年度も申し上げたんですが、事後検証につきまして総務省からも毎年度指摘を受けているところでございます。事後検証の時期等について明示するように努力しておるところでございまして、時期については全部書いておるところでございまして、レビューあるいはチェックアップでできるものはいいんですが、それ以外のものについて事後検証の形式がまだ定められておりませんので、これにつきましては今年度中にはある程度準備をするつもりで作業をしているところでございます。

非常に雑駁でございますが、政策アセスメントの説明については以上という形にさせていただきますと思います。

**【金本座長】** どうもありがとうございます。

それでは、ご意見ご質問ございましたらお願いをいたします。

なかなか難しいところですが、予算とリンクをしたので、まじめにやるインセンティブができたのかと思ったんですが、あまり有効に機能していないと。ほかの役所ですと、予算要求のときに会計課と評価課が同席をして、そこで見るという仕組みをしているので、それなりにまじめにやらないとという感じですが、どうも全く追加的な作業を別立てで要求しているだけという雰囲気になっているようでありますので、何か工夫が必要かと思うんですが。

**【増田企画専門官】** ご指摘のとおりです。

政策アセスメントについては新規予算、拡充予算についてすべて作成を義務づけてしまったんですが、以前はアセスをしたいというものについて受け付ける形だったんですが、その点、かえって義務づけてしまったので、やらされ感があるというところもありまして、そのあたりも含めて、やり方を検討したいと思っております。

**【金本座長】** 何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【上山委員】 まず、問題点を政策評価担当者がとてもよくわかっているというのはすばらしいと思うんです。しかし、システムとしてどう改善するのかは、会計課とかなり真剣に議論をして、今まさに金本先生がおっしゃったとおり、ヒアリングの運用の体制をどうするかという問題が一つ。

あとは、このフォーマット自体がもうちょっと何とかならないか。必要性はまだいいんだけど、有効性、効率性のところですか。ここのところがトートロジーの連続になっている。これを防ぐ具体的なフォーマットに変えていくとか、これのできばえをここの委員会で点数つけて張り出しちゃうとか、何か一発やらないと、このままとんでもない世界に行ってしまうような気がちょっとします。危険ですね。何か、今、やらないといけない気がします。

【金本座長】 そのほか、よろしゅうございますか。

【森田委員】 去年は幾つで一昨年は幾つでという数も非常に重要だと思うんですけども、各評価票に載っている予算要求額です。ですから単純な話でいくと、ページ数も必要なんですけど、4番、5番のところに金額をずらっと並べて、評価したのは総額で幾らで、全体に対してどれくらいやったとか、あるいは逆に、何十億とか何百億以上のものでやっていないのはこういうのだとか、そういう、事前評価の対象の全体像を金額ベースでつかむという意味で、後のほうに出てくる事前評価とかの個別公共工事評価も含めて、まずは全体像をどーんと金額ベースでつかめる工夫があるといいと思いました。

【山本委員】 これはあれですか、財務省が要求している書類がありますね。あれとは違いますね。

【増田企画専門官】 直接これではありません。

【山本委員】 だからそこを金本先生がおっしゃったように、どういうふうにもうまくやっていたらいいかということなんですけど、財務省の動きもちょっとまたあれだし、どうもうまくいっていないんです。

【増田企画専門官】 この政策アセスメントは特に法律で義務づけられているものではないんです。国土交通省独自の取り組みとして始めたものでございます。おそらく予算要求に当たって、最初に考え方をまとめていくというものかと思っております。ですから、特にロジカル・フレームワークのような形で思考訓練に徹してもらうことが実は大事かと考えております。

これをそのまま財務省に持っていくというスタンスのものではないだろうと思っており

ます。

【金本座長】 なかなかそれだと原課のほうが……。

【上山委員】 これは限りなく自治体でやっている事務事業評価に近くて、あれが最後どうなっていったかという、私が予言したとおりなんですけれど、予算要求資料に融合して廃止の方向に動いている。なので、早めに予算要求そのものと一本化していくという制度変更そのものを考えたほうがいい。このまま野放しにしていくと制御不可能な変なものになっていく気がして、危険なタイミングかと思うんです。やめちゃうのも一つの手です。そのかわり会計課の仕事にこういうロジックを入れていく。あるいは会計課と一緒にヒアリングをすとか。何か抜本的なことを考える時期ではないかと思うんです。

【金本座長】 どうぞ。

【増田企画専門官】 これは回答としては、検討させていただきますというほかないのですが。

【上山委員】 上司の方とよく相談して。

【金本座長】 それはご検討いただくということで、この件についてはよろしゅうございますか。

議題（３）の重要対象分野について、これはここで議論していただいても意味がないんですが、ご説明をお願いいたします。

【増田企画専門官】 それでは議題（３）平成２０年度の政策評価の重要対象分野の選定等について、ご説明させていただきます。

資料３でございますが、これに１枚紙がついていると思います。「経済財政改革の基本方針２００７」の抜粋がございます。いわゆる骨太の方針で、昨年初めて定められた仕組みでございまして、経済財政諮問会議と各府省の政策評価に関する連携を強化して、予算の効率化と国の政策に適切に反映する仕組みであると聞いているところでございます。

実は、先ほど政策統括官のあいさつにもありましたとおり、昨日２６日に総務大臣の諮問機関であります政策評価独立行政法人評価委員会、略して政独委とっておりますけれども、こちらが開かれまして、総務大臣への答申がありまして、資料３の記者発表資料による発表がなされたと聞いております。

具体的には資料の２ページでございます。真ん中の緑と紫の四角のところでございますが、総務大臣の諮問を受けまして、政独委で来年度の重要対象分野の選定等について議論いたしまして、総務大臣に答申すると、これが昨日行われたということでございます。

そして明日28日に、左のピンクの①意見のところになります。総務大臣が経済財政諮問会議にこの重要対象分野を選ぶべきだと意見しまして、②になりますけれども、経済財政諮問会議がおそらく同じテーマを重要対象分野として総務大臣に提示すると。この二つが明日行われまして、その後、右に行きますが、③で総務大臣が評価実施の推進をするということになっております。評価の推進ということは、要するに各省庁に対して各テーマに応じた評価書を出せということでございまして、どこの省庁が担当かということも、今回の答申に含まれております。

その後、来年には担当の省庁で評価書を作成いたしまして、総務大臣に送り、政独委がそれをもとに、それに対して課題などを加えた答申を作成いたしまして、来年の今ごろに総務大臣が経済財政諮問会議にその結果を報告する流れになっております。

次に3ページ下のほうを見ていただきますと、評価をするのは来年なんです。平成20年度重要対象分野ということで、1番に「地震対策のうち建築物の耐震化」ここまでが国土交通省の担当になってございます。これは政独委で選定されてございまして、当省といたしましてもヒアリングを一度受けております。選定理由ははっきりわからないんですが、総務省から聞いているところでは、例えば予算増がそのまま実績の拡大につながるような施策ではなくて、個人の自助努力を促すインセンティブをいかに働かせるかというロジックについて明らかにする必要がある施策を委員の先生方が望んで、これが選ばれたと聞いております。

評価のやり方ですが、具体的には同じ総合的評価ですので、当省といたしましては新しく政策評価基本計画に新たな方式を位置づけるのではなくて、政策レビューの一つのテーマとして取り扱って、評価書をまとめていきたいと考えている次第でございまして。

具体的には8ページに答申の内容が書いてございまして、これについては今後、具体的に住宅局と政独委で詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

【金本座長】 何かございましたら。

個人的には私はこちらの政独委でやっておりますので、熟知はしておるんですが、あまりここで言ってもしょうがないという話がございます。

どうぞ。

【上山委員】 地震保険なんですけれども、おそらく財務省でカバーするテーマだと思うんですが、これを掘っていくと税制のことになる。費用が最近、損金算入か控除かがで

きる制度に変わった。損保会社の経営救済みたいな意図もあって、普通の損保が控除できなくなったわけですね。地震保険分だけは控除できるようになった。それはとても大きな政策変更です。そこらあたりは財務省が追いかけていくにしても、こちら側も無縁ではない。要するに営業するのは不動産屋さんなわけです。不動産屋さんが家の売買があったときに、保険をあっせんして代理店になるわけです。そのときに地震保険もお入りになったほうが税金が安くなりますと言う。だから、不動産屋さんが何をやっているか、保険屋がどういう経営状態で、この地震保険をどういうビジネスモデルでものにしようとしているかというメカニズムまで掘り下げて見ていく必要がある。あと、あの保険は過剰に高いというのが一般市民の評価です。価格の妥当性みたいな議論も見ていく必要があって、財務省側が踏み込まないところをこっちも結構踏み込んで見ていかないと、トータルの姿がはっきりしないんじゃないかという気がします。

**【増田企画専門官】** 大変申しわけないんですが、こちらは国土交通省と財務省で担当が完全に分かれておりまして……。

**【上山委員】** だから、それをわかった上で追いかけていく。

**【増田企画専門官】** はい。

**【金本座長】** 一応、保険屋さんの関係は金融庁になっていたり、いろいろなので、この本文にはほかの役所についてもいろいろデータ等で協力をしなきゃいけないくて、それについては総務省が頑張るという仕切りになっております。国交省に地震保険のところをごまかってくるかというのがありますが、地震保険は地震のリスクに応じてというところがあって、ただ現状では都道府県単位で、あまりその辺はいい制度ではないんですが、そういう地震のリスクを考えると、一番わかっている人は国交省だという話になって、いろいろなことがあるかもしれない、ないかもしれない、そんな感じでございます。

よろしゅうございますか。時間も残り少ないんですけど。

じゃあ、次の議題（４）その他がございまして、上山委員の以前の御指摘に対応していただいて、おもしろいグラフができたという、そんなご紹介ですが、よろしく願いいたします。

**【増田企画専門官】** ちょっと時間もなくなりましたので、スピードを速めさせていただきます。委員限りといたしました資料がございまして。２つのグラフ集が含まれるものでございます。

前回の評価会で上山委員から政策チェックアップの評価書にあるグラフについて、せつ

かく蓄積ができてきたのでトレンドについてパターン分けをしてみたらどうかというご意見がありましたので、試みとしてやってみたとところでございます。

グラフについては、19年度のチェックアップ評価書に載せているグラフそのものではなくて、一定の比較が可能なように、19年度段階での目標値を暫定的に置いて100として、平成13年度以降の実績値を指数化してグラフにしてみたところでございます。13年度の実績値を原点ゼロと置いたもので、実際にチェックアップ評価書に載っていないデータについても可能な限り拾ってきたということでございます。

個々の説明は控えさせていただきます。全部で216、細かく分けると266の業績指標のうち、19年度より以前に業績指標が設定されていて現在も使用中の業績指標、また現状維持を目的としているような業績指標を除いた、結果として77個を対象にしております。上山委員からは全体の8割をカバーできればというお話だったんですが、そういう意味では3割くらいで、足りないかということもあります。

パターンとしては、2ページのような形で6パターンに分けまして、19年度時点での暫定目標値を100%達成しているかどうかも分けて、4ページのような数の分け方にしてみたということでございます。

具体的には2つのグラフ集のうち、1つが実績類型別で、これらの類型別に固めてみたということでございます。時間もないので紹介は省略させていただきます、報告としては終わらせていただきたいと思います。

【金本座長】 後は上山委員に分析をいただいて、次回にでもご紹介をいただくと。

【上山委員】 これは、おもしろいです。

【金本座長】 そんなことかと思えます。時間でもございますので、とりあえず議事はこのあたりにさせていただきますと思います。

後は事務局にお返しいたします。

【増田企画専門官】 ありがとうございます。貴重な多くの意見をありがとうございました。今後の政策評価の実施にこれを生かしていきたいと考えております。

また、本日の議事概要は速やかに政策評価官室の文責で作成の上、ホームページにて公表することとしておりますので、ご了解いただきたいと思います。

また、議事録につきましても、先生方のご確認をいただいた上で公表することにしておりますので、よろしく願いいたします。

また、今年度はさらに基本計画等の改正や、年次報告書の作成につきましてご相談を申

し上げたいと考えておりました、それにつきましては評価会の開催を含めて検討しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —